

事 務 連 絡
平成20年12月22日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(モザンビーク産ごまの種子及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、モザンビーク産生鮮ごまの種子において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

モザンビーク産ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) OLAM MOZAMBIQUE LDA が輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、DDTに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（DDTを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮ごまの種子
2. 生 産 国：モザンビーク
3. 輸 出 者：OLAM MOZAMBIQUE LDA
4. 検査結果：DDT 3.34ppm（基準値：0.05ppm）
5. 検 疫 所：神戸検疫所（届出受付番号：第65006620610号1欄）
6. 輸 入 者：株式会社 紀文産業